

アメリカ州憲法における宗教教育援助禁止条項について

高畑 英一郎

はじめに

- 一 州憲法の宗教教育援助禁止条項
 - 二 歴史的背景
 - 三 宗教教育援助禁止条項に対する州裁判所の判断
 - 四 宗教教育援助禁止条項の現代的問題
- おわりに

はじめに

アメリカの州憲法の多くには、日本国憲法八九条前段と同様の規定、すなわち宗教団体への公金支出を禁止する条項が設けられている。この規定は、州憲法上の国教樹立禁止条項とともに、州レベルでの政教分離原則を定めるものと理解されている。⁽²⁾ 宗教団体への公金支出禁止、公定教会制を維持するための課税や聖職者への金銭援助禁止条項は、建国当初から見られるものである。⁽⁴⁾ しかし、宗教教育への援助禁止条項が州憲法に規定されるようになったのは、ある特定の宗教団体、すなわちカトリック教会を狙い撃ちするためであった。このことは、あまり知られていない。⁽⁵⁾

本稿は、州憲法上の宗教教育援助禁止条項が成立した経緯を当時の社会状況を踏まえて考察するとともに、この条項に対する州裁判所の解釈やその現代的問題から政教分離原則のあり方を探ろうとするものである。

一 州憲法の宗教教育援助禁止条項

「公金は宗派的な学校、もしくは公立学校に関わる公務員の排他的支配にない学校のいかなるものにも、その維持のために使用されてはならない。この州のいかなる公立学校においても、宗派的な教義を教育してはならず、その教えが許されてはならない。」(カリフォルニア州憲法九条八節)

「宗教的神学的ないかなる組織の利益のために、公金を支出してはならない。」(インディアナ州憲法一条六節)

「この憲法が定める学校、大学その他の教育機関は、将来にわたり州の排他的支配の下にある。連邦議会から州へ

付与されたいかなる土地の売却もしくは処分により得た利益の一部、また教育目的で配分、付加、徴収された資金の一部をも宗派的な私立の学校もしくは大学の維持のために使用してはならない。」(ニューメキシコ州憲法一二条三節)

このような条項は、アメリカの州憲法の多くにみることができる。宗教団体や宗教系の私立学校への援助を禁止する州憲法条項をもつ州は現在四一あり、それ以外でも州法で同様の規定をおくところもある。

以下は、そのリストである(末尾は条項制定年を指す)。

1. アラバマ州憲法一四條二六三節(公教育用予算の宗教系学校支援のための使用禁止)(一九〇一年)
2. アラスカ州憲法七條一節(公立学校からの宗派支配の排除、宗教系その他の私立学校への直接的公金支出の禁止)(一九五六年)
3. アリゾナ州憲法二條一二節(宗教団体への公金支出禁止)、九條一〇節(教会、宗教系学校支援のための課税・公金支出禁止)(一九一〇年)
4. アーカンソー州憲法一四條二節(公教育用予算・資産の目的外使用の禁止)(一八七四年)
5. カリフォルニア州憲法九條八節(上述)、一六條五節(州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある学校・病院の維持を目的とする公金支出もしくは資産付与の禁止)(一八七九年)
6. コロラド州憲法五條三四節(州の支配下でない個人・私的団体もしくは宗教団体・組織に対する慈善・教育等目的の公金支出の禁止)、九條七節(州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の維持を目的とする公金

アメリカ州憲法における宗教教育援助禁止条項について(高畑)

- 支出もしくは資産付与の禁止（一八七六年）
7. コネティカット州憲法八条四節（公教育用予算の目的外使用の禁止）（一八一八年）
 8. デラウェア州憲法一〇条三節（公教育用予算の宗教系学校支援のための使用禁止）（一八九七年）
 9. フロリダ州憲法一条三節（州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の支援を目的とする公金支出の禁止）（一八三八年）
 10. ジョージア州憲法一条二節七号（教会、宗教系学校支援のための公金支出禁止）（一八七七年）
 11. ハワイ州憲法一〇条一節（公立学校からの宗派支配の排除、宗教系その他の私立学校への公金支出の禁止）（一九五九年）
 12. アイダホ州憲法九条五節（州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の維持を目的とする公金支出の禁止）（一八九〇年）
 13. イリノイ州憲法一〇条三節（州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の維持を目的とする公金支出の禁止）（一八七〇年）
 14. インディアナ州憲法一条六節（上述）（一八一六年）
 15. カンザス州憲法六条六節（公教育用予算の宗派支配の禁止）（一八五九年）
 16. ケンタッキー州憲法一八九条（公教育用予算の宗教系学校支援のための使用禁止）（一八九一年）
 17. マサチューセッツ州憲法修正一〇二条（州議会その他の公的機関による公的管理にない教育機関・病院等の維持を目的とする公金支出の禁止）（一九一九年）
 18. ミシガン州憲法一条四節（宗教団体への公金支出禁止）、八条二節二号（宗教系その他の私立学校への公金支出の禁止）⁽⁸⁾

(一八五〇年)

19. ミネソタ州憲法一条一六節 (宗教団体への公金支出禁止)、一三条二節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八五七年)

20. ミシシッピ州憲法八条二〇八節 (公教育用予算の宗派支配の禁止、宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八九〇年)

21. ミズーリ州憲法一条七節 (宗教団体への公金支出禁止)、九条八節 (州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の維持を目的とする公金支出の禁止) (一八七五年)

22. モンタナ州憲法五条一一節五号 (州の支配下でない個人・私的団体もしくは宗教団体・組織に対する慈善・教育等目的の公金支出の禁止)、一〇条六節 (州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある学校・病院の維持を目的とする公金支出もしくは資産付与の禁止) (一八八九年)

23. ネブラスカ州憲法七条一一節 (州の支配下でない学校への公金支出禁止、公立学校からの宗派支配の排除) (一八七五年)

24. ネバダ州憲法一条九節 (公立学校での宗派教育の禁止)、一〇節 (宗派目的で使用するための公金支出の禁止) (一八八〇年)

25. ニューハンプシャー州憲法二章八三条 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八七七年)

26. ニュージャージー州八条四節二号 (公教育用予算・資産の目的外使用の禁止) (一九五八年)

27. ニューメキシコ州憲法一二条三節 (上述)、二二条四節 (公立学校からの宗派支配の排除) (一九一一年)

アメリカ州憲法における宗教教育援助禁止条項について (高畑)

七七 (二〇一九)

28. ニューヨーク州憲法一一条三節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八四六年)
29. ノースダコタ州憲法八条五節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八八九年)
30. オハイオ州憲法六条二節 (公教育用予算の宗派支配の禁止) (一八五一年)
31. オクラホマ州憲法一条五節 (公立学校からの宗派支配の排除)、二条五節 (宗教団体への公金支出禁止)、一一条五節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (二九〇七年)
32. オレゴン州憲法一条五節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止) (一八五七年)
33. ペンシルベニア州憲法三条一五節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止)、二九節 (個人・私的団体もしくは宗教団体・組織に対する慈善・教育等目的の公金支出の禁止) (一八七四年)
34. サウスカロライナ州憲法一一条四節 (宗教系その他の私立学校への直接的公金支出の禁止) (一八八九年)
35. サウスダコタ州憲法六条三節 (宗教団体への公金支出禁止)、八条一六節 (宗教系学校支援のための公金支出禁止、公立学校での宗派教育禁止) (一八八九年)
36. テキサス州憲法一条七節 (宗教団体への公金支出禁止)、七条五節 c 号 (公教育用予算の公立学校への使用) (一八七六年)
37. ユタ州憲法一条四節 (宗教団体への公金支出禁止)、三条四節 (公立学校からの宗派支配の排除)、一〇条一節 (公立学校からの宗派支配の排除 (繰返し)、九節 (宗教系学校支援のための直接的公金支出禁止) (一八九五年)
38. ヴァージニア州憲法四条一六節 (宗教団体への公金支出禁止)、八条一〇節 (公立以外の学校に対する公金支出禁止) (一八三〇年)

39. ワシントン州憲法一条一節（宗教団体への公金支出禁止）、九条四節（公立学校からの宗派支配の排除）（一八八九年）

40. ウィスコンシン州憲法一条一八節（宗教団体への公金支出禁止）、一〇条三節（公立学校での宗派教育禁止）（一八四八年）

41. ワイオミング州憲法一条一九節（宗教団体への公金支出禁止）、三条三六節（州の支配下でない個人・私的団体もしくは宗教団体・組織に対する慈善・教育等目的の公金支出の禁止）、七条八節（宗教系その他の私立学校への公金支出の禁止）、二一条二八節（公立学校からの宗派支配の排除）（一八八九年）

このリストから、州憲法条項には一定の種類があることが判る。こうした類型化は、その条項を憲法化する必要をもたらした事案が複数の州で見られたことの証左である⁽⁹⁾とともに、州憲法起草の一般的傾向として、他州の憲法条項を借用する慣行にも起因する⁽¹⁰⁾。

そこで、その類型を検討することにしよう⁽¹¹⁾。それは大きく四つに分類することができよう。

(a) 多くの州憲法にみられる条項として「宗教団体への公金支出禁止」がある。この条項は、通常信教の自由や政教分離を定める条項にみられるものであり、一般に公定宗教を否定するものと理解されている。ただし、その州憲法が別に宗教系私立学校への援助禁止条項をもたない場合には、この条項がその役割を担うと理解されている⁽¹²⁾。

(b) 公金支出の禁止対象を宗教系の教育機関と限定する条項がある。それらは表現方法は異なるが、おおむね上記リストでは以下の条項が該当する。

アメリカ州憲法における宗教教育援助禁止条項について（高畑）

「宗教系学校支援のための公金支出禁止」(カリフォルニア、ミネソタ、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ノースダコタ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルベニア、サウスダコタ)

「教会、宗教系学校支援のための課税・公金支出の禁止」(アリゾナ、ジョージア)

「州議会その他の公的機関による宗教支援、宗派の支配下にある教育機関の維持を目的とする公金支出もしくは資産付与の禁止」(カリフォルニア、コロラド、フロリダ、アイダホ、イリノイ、ミズーリ、モンタナ)

「公教育予算の宗教系学校支援のための使用禁止」(アラバマ、デラウェア、ケンタッキー)

「宗派目的で使用するための公金支出の禁止」(ネバダ)

「公教育予算の宗派支配の禁止」(カンザス、ミシシッピ、オハイオ)

州によっては、宗教系私立学校への直接的な公金支出のみを禁止すると限定を付している。¹³⁾ 他方、州政府のみならず、地方自治体による公金支出をも制限する州もある。

(c) 教育用の公的資金の民間組織への支出禁止条項をおく州もある。

「公教育予算・資産の目的外使用の禁止」(アーカンソー、ニュージャージー)

「州議会その他の公的機関による公的な管理下でない教育機関・病院等の維持を目的とする公金支出の禁止」(マサチューセッツ)

「個人・私的団体もしくは宗教団体・組織に対する慈善・教育等目的の公金支出の禁止」(ペンシルベニア、コロラド、モンタナ、ワイオミング)

「州の支配下でない学校への公金支出禁止」(ネブラスカ)

「宗教系その他の私立学校への（直接的）公金支出の禁止」（アラスカ、ハワイ、ミシガン、サウスカロライナ、ワイオミング）

これらの条項は、その内容から明らかかなように宗教系の組織のみならず、それ以外の私立学校などへの補助金支出も文面上禁止される。ただ、こうした条項には、福祉目的の支出、または宗教系学校への送迎バスの費用負担の支出を除くといった但書がつくことがある¹⁴。また、「公的な管理下でない」「州の支配下でない」などの規定は、我が国の憲法八九条後段の「公の支配」をほうふつとさせるものである。

(d) 他に「公立学校からの宗派支配の排除」条項もある（アラスカ、カリフォルニア、ハワイ、ネブラスカ、ニューメキシコ、オクラホマ、ユタ、ワシントン、ワイオミング）。

これとは別に、メイン州¹⁵とメリーランド州¹⁶には、州法に同様の規定がある。他方で、アイオワ州、ルイジアナ州（一九七五年に廃止¹⁷）、ノースカロライナ州、ロードアイランド州、テネシー州、ヴァーモント州の六州の州憲法にはこの種の条項がない。

二 歴史的背景

こうした条項は、どのような経緯から州憲法に設けられるようになったのだろうか。その歴史を振り返ることにしたい。

A 連邦憲法と州憲法

連邦憲法修正一条の国教樹立禁止条項 (the Establishment Clause) は、一九四七年に連邦最高裁が認めるまでは、州政府に対して適用されないと考えられてきた。⁽¹⁹⁾ これは、修正一条制定当時に、宗教制度は連邦の権限でなく州政府が決定するという合意が成立していたことを意味する。⁽²⁰⁾ それゆえ当時、州憲法は独自の宗教制度条項を設けていたのであつて、例えば連邦憲法六条が公務就任時の宗教審査を禁止しているにもかかわらず、一一の州でキリスト教徒以外の者の公務就任を禁止し、四州ではカトリック信者の就任を認めていなかった。⁽²¹⁾ また一七九一年当時、新たに加入したヴァーモント州を含め、公定教会制を維持する州は七州あつた。⁽²²⁾ この七州のうち四州がプロテスタントの公定であり、残る三州がキリスト教(カトリックを含む)の公定であつた。⁽²³⁾ この公定教会制は、マサチューセッツ州が一八三三年に宗教課税を廃止することで全廃され、⁽²⁴⁾ アメリカの政教分離体制は完成したと考えられている。⁽²⁵⁾ ⁽²⁶⁾ ⁽²⁷⁾

B 州憲法上の宗教教育援助禁止条項の制定

上記のように、各州の憲法は独自の宗教条項を設けているが、その条項は連邦憲法よりも詳細で具体的であり、⁽²⁸⁾ さらにその内容も州によって異なる。そうした中で、前述のように大半の州憲法が有しているのが、宗教教育援助禁止条項である。この条項が制定される契機は、カトリック系移民の大量流入に対応すべく、プロテスタント的価値観の教化を公立学校の役割としようとした当時の住民感情であつた。

(1) 公立学校におけるプロテスタント教育とカトリック系移民の対立

アメリカでの公立学校設置の動きは一八三〇年代に始まる。これは、教育の平等という要請のほか、プロテスタント的な価値観と文化を保持するため、あるいはアメリカ文化の中でプロテスタントの優位を確保するために設立されたものであった。一八三〇年代は、各州において政教分離体制が確立した時期でもあるので、公立学校では宗派教育は禁止された。しかし、宗教教育は許された。つまり、公立学校はプロテスタント各派に共通するキリスト教の道徳を教えることは可能だとされ、それは聖書朗読を通して行われた。だが、宗派的な聖書解釈は禁止された。公立学校制度において、キリスト教の基本理念の教育と聖書を解説なしに朗読することという対処法で、人々のプロテスタント宗派間のギャップを埋めようとしたのであった。解説なしに聖書を読むことは、誰もが受け入れることができ、そして宗派の違いを超越するものだと考えられた。²⁹⁾

一八四〇年ごろからのアイルランド系カトリック移民の増加に伴い、公立学校でのカトリック問題が顕在化した。移民の同化の一環として、プロテスタントはカトリック児童の公立学校通学を望んでいたが、カトリックは公立学校でのプロテスタント的宗教教育に反発した。第一に、カトリックはプロテスタント的聖書〔欽定聖書〕の使用を拒否した。次に、カトリックにとって解説なしの聖書朗読はプロテスタント式であり、受け入れることができないものであった。カトリックは教会の教えを通して聖書を理解するのであり、解説なしの聖書朗読は聖書理解を誤らせるものと考えられた。カトリックはプロテスタントのいう「キリスト教の基本理念」の教育を拒否したため、東部ではカトリック排斥の暴動やカトリック教会焼き討ちなどが起った。また、一八七〇年までの公立学校で使用する教科書は反カトリックを主題としており、カトリックは誤った宗教であり、国家の脅威だと教えられていた。このように公立学

校に通うカトリック児童はプロテスタント宗教教育を強制されていたため、カトリックは独自の宗派学校を發展させた。そして、カトリックは政府に対してカトリック系の学校への公金援助と公立学校からのプロテスタント色の排除を求めた。カトリックは公立学校経費を含む税金を負担しているのであるから、宗派学校への公金支出は許されると主張し、その援助を求め、あるいは公立学校経費分の税控除を求めたのである。³⁰⁾

(2) Blaine Amendment、州憲法条項とカトリック排斥

こうしたカトリックの求めに対して、一八五〇年代以降いくつかの州では公立学校での聖書朗読を禁止する判決が下され、あるいは宗派学校への公金援助が認められた。このカトリック受容の動きに対して、プロテスタントは危機感をつのらせるようになり、一八七五年にグラント大統領が宗派学校への公金援助を非難する演説をするまでにいたる。さらに「公金による宗派学校援助の禁止」「公立学校での宗派教育の禁止」「宗教への政府援助の禁止」「公立学校での聖書朗読の容認」などを規定する連邦憲法改正案(ブレイン連邦憲法修正案 (the Blaine Amendment) (一八七五年))まで連邦議会に提出される程、反カトリック運動は高まった。この改正案は廃案となったが、多くの州で宗派学校への公金支出を禁止する州憲法改正を成立させるという結果をもたらした。一八九〇年代までに三〇州近くの州憲法にこの禁止条項が盛り込まれた。さらに、公立学校におけるプロテスタント主義の優位性の確保を目的に、ワシントン州やモンタナ州などの合衆国加盟を承認する授權法がブレイン憲法修正案と同様の規定を州憲法に盛り込むことを命じていた(この条項は連邦政府の同意なくしては改正することはできないことになっていた³¹⁾)。このような動きを、レイコックは「一九世紀半ば以降のアメリカ法の伝統は、宗派学校には公金を援助しないという分離型であったが、この伝統

は、反カトリック主義とカトリック系移民に対する迫害と結びついていていた」と評し、連邦最高裁では「恥ずべき歴史 (pedigree)」とする判決もある⁽³³⁾。

三 宗教教育援助禁止条項に対する州裁判所の判断

そこで、本章では以上のような経緯で制定された州憲法の宗教教育援助禁止条項⁽³⁴⁾に対して、州裁判所はどのような判決を下してきたのかを概観する。ここでは、宗教系私立学校に対する直接援助について、そして間接援助の代表例である教科書貸与とスクールバス運行費用の補助・償還について取り上げることにする。

A 直接援助禁止判決

比較的早い段階から、多くの州裁判所は、宗教系私立学校に対しての直接的な公金支出を違憲と判断している。例えば、カンサス州最高裁はカトリックの教義を教える私立学校への補助金支出が州憲法六条六節の公教育予算の宗派支配禁止規定に反するとの違憲判決を下し、ネブラスカ州最高裁は州憲法七条一一節の禁止する公立学校での宗派支配はカトリック系私立学校への補助金支出を否定すると判決した⁽³⁶⁾。また、援助が教師の給与補助の形態をとったとしても許されないとみなす州最高裁判決や、スクールバスの費用を直接私立学校に償還するのは直接援助に該当する⁽³⁷⁾とした判決もある⁽³⁸⁾。

他方で、州が当該私立学校の代わりに公立学校を設置した場合の費用を下回る補助であれば合憲とした州裁判所の判決⁽³⁹⁾、さらには教会の孤児院での教育への補助は宗派目的に使用されないと認めをもとに合憲とした判決がある⁽⁴⁰⁾。

また、宗教系私立学校の敷地内で行われた公立学校主催の教育への補助は、それが公教育の管理下にある限り合憲とみなされた。⁽⁴¹⁾

このように、宗教系私立学校へ直接援助することは、多くの場合州憲法違反と判断されている。だが、当該私立学校で行われる教育の性質、すなわちその教育が宗派目的をもつのか、もしくはその教育が宗派の管理下にあるのか、援助の直接性を決定する争点となることもあり、⁽⁴²⁾直接援助と認定された場合や宗教系学校へのことさらな支援とみなされた場合は憲法違反と判決される。

B 宗教系私立学校生徒に対する教科書貸与とスクールバス費用援助

宗教系私立学校への間接的な公的援助の典型事例として、教科書貸与とスクールバス費用援助に関する判決を概観する。まず教科書貸与に関して、ここで貸与される教科書は、公立学校で用いられるものと同じであり、宗派的な内容を含まないものである。教科書貸与を容認する判決は、貸与は通学生徒の教科書購入費用の軽減が目的であるので、受益者は宗教系私立学校ではなく生徒であるとして、合憲とする。⁽⁴³⁾この「生徒受益者」論 (child benefit theory) は他の多くの判決にみられるものであり、⁽⁴⁴⁾広く支持されているといえるだろう。「生徒受益者」論は、のちに連邦最高裁の採用する「私的選択 (private choice)」論⁽⁴⁵⁾へと受け継がれ、宗教系私立学校への間接援助の合憲性を支える理論へと発展するものである。州憲法自体が教科書貸与を容認する規定をおくところもあり、⁽⁴⁶⁾また連邦最高裁も教科書貸与は連邦憲法に違反しないと判決した。⁽⁴⁷⁾

遠隔地に住む生徒の利便のために運行されるスクールバス費用の公費負担は二〇世紀前半から始まるが、⁽⁴⁸⁾それは公

立学校への通学に限定されていた。⁽⁴⁹⁾ だが一九四五年以降その無償運行（もしくは費用の保護者への償還）を宗教系を含む私立学校への通学に拡大するようになった。これが、同学校への間接援助に該当するのではないかとして、数多くの訴訟が提起された。ニューヨーク州やウィスコンシン州は憲法改正により、⁽⁵⁰⁾ カリフォルニア州とニュージャーシー州は州裁判所の判決により、⁽⁵¹⁾ 私立学校へのバス無償運行を容認した。その理由は、生徒の通学を容易にすることで教育を受ける機会を確保することや通学時の安全確保というものであり、上記「生徒受益者」論が活用された。⁽⁵²⁾ 連邦最高裁も、一九四七年にこのバス運行は連邦憲法に違反しないと判決した。⁽⁵³⁾

だが、州裁判所の中には教科書貸与を違憲と判断するものもある。生徒に対して直接教科書を貸与しているにもかかわらず、またそれが間接援助であることを認めながらも、ニューヨーク州高裁は、宗教系私立学校への支援に当たるとして違憲判決を下した。⁽⁵⁴⁾ オレゴン州最高裁も教科書貸与は宗教系学校支援のための公金支出禁止条項に違反すると判決したが、その際に上記「生徒受益者」論は事実上宗教系私立学校への援助をすべて正当化するものであり、「実体のない議論」だと批判した。⁽⁵⁵⁾ 無償バス運行を否定する判決も、教科書貸与の際と同様に、この「生徒受益者」論を批判し、生徒が受益者といえども結局は宗教系私立学校に経済的恩恵がわたるのであるから許されないとするの⁽⁵⁶⁾ である。「生徒受益者」論を否定する代表的な判決であるジャッド判決は次のようにいう。「生徒受益者」論は、州憲法の精神、目的、意図のみならず、条文そのものを無視するものである。州憲法は宗教系私立学校への直接間接の援助を禁止するのであるが、その意味するところは明確であり、直接援助とは当該学校への直線的な援助を指し、間接援助とは直接的ではない迂回的な援助で、当該学校にとって利益もしくはは目的の促進となるようなものを意味する。スクールバスの無償運行は通学の誘因となるものであるから、それは宗教系私立学校の利益の促進となる。生徒がい

なければ学校は成立しないのだから、スクールバスの無償運行は当該学校の教員の給与補助と同様の援助である、と。⁽⁵⁸⁾ 州裁判所の一部は、宗教系私立学校へ通学する生徒への補助の実態は当該学校への援助にほかならないとして違憲判決を下しているのである。「生徒受益者」論を受容する判決が援助の外形面に焦点を当てるのに対して、それを拒む判決はその実質的な受益者に注目する点に違いがみられる。

一九四七年の連邦最高裁判決以後も、七州の最高裁は宗教系私立学校にも運行するスクールバスの公費負担は州憲法に違反すると判決した⁽⁵⁹⁾(連邦最高裁判決と州憲法との関係は、後述の「新司法連邦主義」にて扱う)。このような、生徒へ支給される補助金は最終的に宗教系学校へ流入するので直接援助に該当するとの見解は教科書貸与やスクールバス費用援助の事件に限られず、後述の学校選択制 (school choice) あるいは学校バウチャー制に関する事件でも見られるのである。⁽⁶⁰⁾

四 宗教教育援助禁止条項の現代的問題

A 新司法連邦主義

連邦憲法の人権保障規定(「権利章典」)は連邦政府を拘束するものであったが、一九四〇年代から連邦最高裁が「編入理論」に基づき州政府の活動も権利章典に照らしてその合憲性を判断するようになった。それにより、権利章典は全米の人権保障の最低水準であると理解されるようになり、他方で(連邦最高裁が一九七〇年以降に人権保障の要求水準を引き下げたことから)、州憲法の人権規定は権利章典と「同等かそれ以上の保障を意味すると解釈されるようになった」⁽⁶¹⁾。この考えを「新司法連邦主義 (New Judicial Federalism)」⁽⁶²⁾という。

宗教条項における連邦憲法と州憲法との関係は、以下の三点にまとめることができる。(a)州裁判所は州の宗教条項を独自に解釈することが可能であり、分離の程度を連邦のそれと同じか、または厳格にもしくは緩和することができる。(b)州憲法上の規定が連邦憲法が許容するよりも強く宗教を支援する場合、連邦の国教樹立禁止条項に基づいて提訴することができる。⁶³(c)州の分離規定が連邦よりも緩やかであるときは、連邦憲法の条項により判断されるが、逆に連邦よりも厳格の場合は、州憲法の規定に基づいて判断される。⁶⁴

したがって、州憲法の分離規定は、連邦の国教樹立禁止条項よりも厳格に機能する場合に限り効力をもつといえよう。これが、州政府による宗教系私立学校への様々な支援に制約を課すことになる。すなわち、全米水準では違憲とは判断されないにもかかわらず、州憲法上の規定により当該州においては無効と州裁判所が判断する余地を与えるのである。

B 学校選択制・学校バウチャー制との関係

今日において、この問題はとくに、学校選択制 (school choice) あるいは学校バウチャー制などに関係する。⁶⁵連邦最高裁は、宗教系の私立大学に在籍する目的の不自由な学生が職業訓練のための補助金の申請をしたところ、ワシントン州の視覚障害者職業訓練サービス委員会がこれを拒否した事件で、上記の「生徒受益者」論と「受益者本人の自主的選択 (independent and private choice)」論に立ち、学生本人の選択により補助金が宗教系大学に支払われたとしても、それは「宗教に対する州の是認というメッセージを与えるものとはならない」として、⁶⁶連邦憲法の国教樹立禁止条項に違反しないと判決した。しかし、その後ワシントン州最高裁は、そうした補助金の支給はワシントン州憲法一条一一

節に違反すると判決したのである。⁽⁶⁷⁾ 同様にアリゾナ州最高裁は、二〇〇二年の連邦最高裁ゼルマン判決⁽⁶⁸⁾にもかかわらず、学校バウチャー制⁽⁶⁹⁾は宗教系学校への直接援助に相当するので州憲法九条一〇節に違反すると判決した。⁽⁷⁰⁾ コロラド州最高裁も、学校選択制は教育委員会と宗教系私立学校とが財政面で提携することにより生徒の通学を容易にするが、それは州憲法九条七節に違反すると判決した。⁽⁷¹⁾

これらの事例は、州憲法の宗教教育援助禁止条項を新司法連邦主義に基づいて厳格に解釈する州最高裁があることを意味し、州憲法は連邦最高裁とは異なる独自の判断を行う根拠となっているのである。

C 連邦憲法上の自由な宗教活動条項との関係

国教樹立禁止条項よりも厳格に理解される余地のある州憲法の宗教教育援助禁止条項と、連邦憲法上の自由な宗教活動条項との抵触は、以前から指摘されていたところであり、その場合は連邦憲法上の最高法規条項(六条二節)から連邦条項が優先するとみなされていた。⁽⁷²⁾ この問題が実際に連邦最高裁で審理されたのがデイヴィー判決である。⁽⁷³⁾

この判決は、大学生に対する職業訓練的な奨学金給付を申請した学生に対して、聖職者養成コースの専攻を理由に拒否したワシントン州の措置の合憲性が問題となった事件である。原告は州の措置は自由な宗教活動条項に反すると主張したが、連邦最高裁は、本件措置は宗教活動を直接制約するものではないこと、聖職者の養成は一般的な世俗的職業訓練とは異なること、聖職者の生計維持への公金支出は宗教の公定に当たり建国以来禁止されていること、本件措置の根拠となった州憲法条項はブレイン連邦憲法修正案とは無関係であり、宗教を敵視するものではないことを理由に合憲判決を下した。

本判決は、聖職者養成コースに在籍する学生のみを奨学金給付の対象外に置くことと、建国以来の宗教公定の否定とを結びつけることにより、当該州憲法条項の自由な宗教活動条項違反の判断を回避した。その意味で、州憲法の宗教教育援助禁止条項の範囲を確定する判決ではない。ただ、この点につき連邦最高裁はかつて、州憲法によって「より厳格な分離の達成を宗教差別の『やむをえない政府利益』としてみなすことはできない」と説示しており、ブレイン修正案のような反カトリック的な要素を含む州憲法規定には違憲性の推定が及ぶことを示唆している。またすでに見たように、ある判決の相対多数意見で、連邦最高裁は、ブレイン修正案の提案に関わる歴史は「恥ずべきもの」であるから、カトリック系学校への援助禁止条項の廃止を主張したことがある。⁷⁵ デイヴィー判決においても、連邦最高裁は問題の州憲法規定はブレイン修正案との関係性のなさを強調しつつも、宗教系私立学校への援助禁止規定が同改正案の系譜であるならばそれは宗教への敵視であり自由な宗教活動条項に違反することをほめかしている。⁷⁶ このように、連邦最高裁はブレイン修正案の系譜につながる州憲法の宗教教育援助禁止条項は連邦憲法に違反する可能性を示しており、それが同条項廃止論の契機の一つになっているのである。

D 宗教教育援助禁止条項廃止論と州憲法改正の動向

その宗教教育援助禁止条項の廃止論は、以下のように主張する。宗教教育援助禁止条項は宗教系であることを理由に該当する私立学校への公的援助を禁止するのであるが、それは連邦憲法上の自由な宗教活動条項が否定する、宗教を狙い撃ちするように不利益を課すことにほからないので連邦憲法に違反する、⁷⁷あるいは、信者とそうでない者を区別することによって宗教の自由を制約するので違憲だという。⁷⁸ さらに、州の条項は連邦の言論の自由条項の禁止する

「見解差別」に該当し、⁽⁷⁹⁾ 宗教を理由とする差別であると批判する。⁽⁸⁰⁾ 州が教育予算の執行を公立学校に限定しているならともかく、宗教以外の私立学校への補助を許容しているときに宗教系学校を排除するのは上記の差別に該当するの⁽⁸¹⁾であり、州はそうした差別の正当化に州憲法を利用することはできないという。⁽⁸²⁾

こうした意見を受け、一九六五年以降で二九州で宗教教育援助禁止条項を緩和する憲法改正が提案され、九州で承認された。⁽⁸³⁾ ただ、同条項の全廃は一九七四年のルイジアナ州だけである。ニューヨーク州でも、一九六七年に同条項の全廃を伴う新憲法案が憲法制定会議の議決を経て州民に提案されたが、宗教系私立学校への公的援助問題とは別の理由で同案は否決された。⁽⁸⁴⁾ 宗教教育援助禁止条項の全廃を求める憲法改正案の多くは、州裁判所の宗教系私立学校への公的援助制度違憲判決を覆すために提案されたものだが、州民投票でそのほとんどが否決されており、⁽⁸⁵⁾ 同条項への廃止論は、それがもたらす問題の深刻さに比して、一般的理解を得ているとは言い難い。

おわりに

宗教的自由を強く標榜するアメリカにおいても、上記のようなカトリックの排斥（や、本稿では触れなかったがモルモン教への迫害⁽⁸⁶⁾）といった宗教弾圧の歴史を見ることが出来る。一九六〇年代から八〇年代にかけて、連邦最高裁が国教樹立禁止条項を厳格に解釈することで、宗教系私立学校への様々な援助を連邦憲法に違反すると判決した背景⁽⁸⁷⁾には、一九世紀から続くカトリック排斥の残滓があったといわれている。⁽⁸⁸⁾ 宗教系私立学校への援助に対する厳格な解釈というのは、様々な援助プログラムから宗教私学を排斥するという効果をもたらすことになり、結果として多数のカトリックに対して不利益を提供することを容認する考え方であったということとは指摘できよう。

政教分離原則（そして、その背景にある世俗国家主義）が、政治あるいは政府の領域から宗教を排除する原理である以上、宗教と世俗とを完全に平等に扱うことは不可能である。⁸⁹ だが、こうした憲法原理を超えて、政府領域の中でもとくに公的支援の場面から宗教だけを排除する理由は何かを改めて検討する必要がある。それは、社会の中で宗教が果たすべき役割を再度見つめ直すことにもつながると思われる。アメリカの州憲法にみられる宗教教育援助禁止条項をめぐる制定の経緯とその見直しへの議論は、世俗国家主義に基づく宗教の（不利な）取扱いの範囲の再検討をもたらすことになろうと思われる。政教分離原則や宗教教育援助禁止条項を教条的に理解するのではなく、宗教を世俗とは区別して扱う必要性を憲法構造の中で改めてとらえなおすことが、教育への国家補助の場面では少なくとも求められているように思われる。

- (1) 憲法八九条に関しては、「前段」「後段」に分ける必要がないとの見解がある。笹川隆太郎「憲法八十九条の来歴再考」石巻専修大学研究紀要第一四号（二〇〇三年）七七頁注（4）を参照。
- (2) See *Locke v. Davey*, 540 U.S. 712, 721-722 (2004).
- (3) 従来 the Establishment of Religion は「国教の樹立」と訳されていたが、この訳は必ずしもアメリカ独立期の宗教制度を正確に表したものではないので、本稿ではこれを「公定教会制」と訳す。なお、筆者はかつてこれを「法定教会制」としていたことを記しておく。原田一明ほか「近代欧米諸国に於ける政教関係」皇學館大学神道研究所紀要第一九輯（二〇〇三年）四八頁、八六頁〔高畑英一郎発言〕を参照。
- (4) See *Davey*, 540 U.S. at 722-723.
- (5) この点に言及したものとして、例えば高畑英一郎「政教分離」大林啓吾Ⅱ見平典編『憲法用語の源泉をよむ』（三省堂、

二〇一六年) 一四一頁がある。

- (6) 邦語文献として、小倉庫次『アメリカ合衆国州憲法の研究』(有斐閣、一九六一年) 三七頁、一二三頁、二〇一頁も参照。
- (7) See also James N.G. Cauthen, *Referenda, Initiatives, and State Constitutional No-Aid Clauses*, 76 ALB. L. REV. 2141, 2178-2179 (2013).
- (8) 同規定は、私立学校に通学する生徒・児童の親に対する税控除や学校バウチャー券(金券)の支給も禁止する。学校バウチャー制については後掲註(69)参照。
- (9) See G. Alan Tarr, *Church and State in the States*, 64 WASH. L. REV. 73, 106 (1989).
- (10) See G. ALAN TARR, UNDERSTANDING STATE CONSTITUTIONS 51-55 (1998).
- (11) See Note, *Public Funds for Sectarian Schools*, 60 HARV. L. REV. 793, 794-795 (1947).
- (12) See, e.g., *Dickman v. School Dist.*, 366 P.2d 533 (Or. 1961), cert. denied, 371 U.S. 823 (1962).
- (13) 直接間接の双方の援助を禁止するのは、フロリダ、ショージア、ミシガン、ミズーリ、モンタナ、ニューヨーク、オクラホマの各州である。See Mark Edward DeForrest, *An Overview and Evaluation of State Blaine Amendments: Origins, Scope, and First Amendment Concerns*, 26 HARV. J.L. & PUB. POL'Y 551, 587 (2003); Cauthen, *supra* note 7, at 2148 n.44.
- (14) 例えば前者ではネブラスカ州憲法七条一節、ペンシルベニア州憲法三条二九節、後者はニュージャージー州八条四節三号、ニューヨーク州憲法二一条三節、ウイスコンシン州憲法一条二三節がある。他に、宗教系学校を含むすべての学校に対する公費での教科書貸与を認めるサウスダコタ州憲法八条二〇節、公立学校の正課授業中に宗教教育受講のための一時退校を認めるウイスコンシン州憲法一〇条三節、宗教系大学へ通学する学生や親への援助を否定しないマサチューセッツ州憲法修正一〇三条もある。
- (15) ME. REV. STAT. ANN. tit. 20-A, § 2951.
- (16) MD. CODE ANN., [Educ.] § 17-107.
- (17) See Kyle Duncan, *Secularism's Laus: State Blaine Amendments and Religious Persecution*, 72 FORDHAM L. REV. 493,

- 514 n.95 (2003) ; Meir Katz, *The State of Blaine: A closer Look at the Blain Amendments and Their Modern Application*, 12 ENGAGE: J. FEDERALIST SOC'Y PRAC. GROUPS 111, 116-117 (2011).
- (17) *Everson v. Board of Educ.*, 330 U.S. 1 (1947).
- (18) 修正第一条だけでなく、連邦憲法自体が州に適用されないと考えられていた。See, e.g., *Barron v. Baltimore*, 32 U.S. 243 (1833) ; *Cochran v. Louisiana State Bd. of Educ.*, 281 U.S. 370 (1930).
- (19) See THOMAS M. COOLEY, THE GENERAL PRINCIPLE OF CONSTITUTIONAL LAW IN THE UNITED STATES 206 (1880). 熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則』〔増補版〕(北大図書刊行会、一九八九年) 一〇二頁も参照。
- (20) この規定が禁止する宗教審査は、連邦政府を対象とする。See JOSEPH STORY, COMMENTARIES ON THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES 690 (Ronald Rotunda & John Nowak, eds., Carolina Academic Press 1987) (1833).
- (21) THOMAS C. BERG, THE STATE AND RELIGION 47 (2d ed. 2004).
- (22) そのすべてが公定教会複数制を採用していた。
- (23) LEONARD W. LEVY, THE ESTABLISHMENT CLAUSE: RELIGION AND THE FIRST AMENDMENT 76 (2d ed. rev. 1994).
- (24) See BERG, *supra* note 22, at 47.
- (25) 宗教課税は公定教会制の顕著な特徴と考えられている。See *Dauey*, 540 U.S. at 722-723; THOMAS M. COOLEY, TREATISE ON THE CONSTITUTIONAL LIMITATIONS 580 (Lawbook Exchange 1998) (5th ed. 1883). また織田萬『日本行政法論』〔増訂版〕(有斐閣、一九〇〇年) 六一三頁も、政教分離を政教関係の「自由主義」として、「国家と寺院との関係を分離して一の国教をも認めざるのみならず亦一の宗教をも排斥せず如何なる宗教を奉ずるに於ても人民の自由に属し国家は均一にその自由を保護するものなり一八三三年以還米合衆国に於て行はるる主義は即ち是なり」と述べる。新田均「織田萬の著作における政教関係類型論の変化について」明治聖徳記念学会紀要 復刊二八号(一九九九年)三五頁も参照。
- (26) その後も、公務就任時の宗教審査規定など、宗教色の強い制度は残存した。例えば、今日でもノースカロライナ州やサウスカロライナ州の州憲法には公務就任時の宗教審査規定がある (NC CONST. art. VI, § 8 (1971)) 「神の存在を承認しない者

の公務就任を禁止する」); SC. CONST. art. IV, § 4; art. VI, § 2 (1976) (「至高の存在があることを承認しない者の公務就任を禁止する」)。ただ連邦最高裁は「Torcaso v. Watkins 判決 (367 U.S. 488 (1961)) でこの審査は信仰告白を強要するもので信教の自由条項に違反すると判決しており、この規定の実効力はないと考えられている (サウスカロライナ州最高裁判所も Silverman v. Campbell 判決 (486 S.E.2d 1 (S.C. 1997)) において、宗教審査を定める州憲法規定を連邦憲法違反と判決した。宗教審査については、原田ほか・前掲註(3)五二頁〔高畑英一郎発言〕を参照」。

(28) See Tarr, *supra* note 9, at 76.

(29) See Note, *Catholic Schools and Public Money*, 50 YALE L.J. 917, 919 (1941). トクヴェイルもアメリカにおいては「キリスト教道徳はどいづも同じである」ことを指摘する。トクヴェイル「松本礼二訳」『アメリカのデモクラシー』第一巻(下)(岩波書店、二〇〇五年)二二七頁を参照。

(30) 以上、高畑英一郎「ブレイン連邦憲法修正案について」日本法学七四巻二号(二〇〇八年)三五二―三五八頁を参照。See also LAURENCE H. WINER & NINA J. CRIMM, GOD, SCHOOLS, AND GOVERNMENT FUNDING, 42-43 (2015).

(31) 高畑・前掲註(30)三五八―三六七頁を参照。See WINER & CRIMM, *supra* note 30, at 44-47. また、熊本・前掲註(20)一七八―一八二頁も参照。

(32) Douglas Laycock, *Summary and Synthesis: The Crisis in Religious Liberty*, 60 GEO. WASH. L. REV. 841, 845 (1992). それに対して、宗派学校への公金支出禁止規定と反カトリック運動とは無関係だとするものに、以下のものがある。See Jill Goldenziel, *Blaine's Name in Vain?: State Constitutions, School Choice, and Charitable Choice*, 83 DEN. U. L. REV. 57 (2005); Steven K. Green, *The Insignificance of the Blaine Amendment*, 2008 B.Y.U. L. REV. 295.

(33) See Mitchell v. Helms, 530 U.S. 793, 828 (2000).

(34) こうした経緯から、これらの条項は「State Blaine Amendment」「Baby Blaine」などと呼ばれることが多い。See Goldenziel, *supra* note 32, at 61, 70.

(35) See Wright v. School Dist., 99 P.2d 737 (Kan. 1940).

- (36) See *State ex rel. Public School Dist. v. Taylor*, 240 N.W. 573 (Neb. 1932). See also *Atchison, T. & S. F. Ry. Co. v. City of Atchison*, 28 P. 1000 (Kan. 1892) ; *Harfst v. Hoegen*, 163 S.W.2d 609 (Mo. 1941) ; *Berghorn v. Reorganized School Dist.*, 260 S.W.2d 573 (Mo. 1953).
- (37) See *Nance v. Johnson*, 19 S.W. 559 (Tex. 1892). But see *Johnson v. Boyd*, 28 N.E.2d 256 (Ind. 1940).
- (38) See *Fiscal Court of Jefferson County v. Brady*, 885 S.W.2d 681 (Ky. 1994).
- (39) See *Dunn v. Chicago Industrial School*, 117 N.E. 735 (Ill. 1917).
- (40) See *State v. Hallock*, 16 Nev. 373 (1882) ; *Murrow Indian Orphans Home v. Childers*, 171 P.2d 600 (Okla. 1946).
- (41) *Crain v. Walker*, 2 S.W.2d 654 (Ky. 1928). 連邦最高裁は後年その判決をトートワヒジが否。 See *Grand Rapids Sch. Dist. v. Ball*, 473 U.S. 373 (1985), *overruled by Agostini v. Felton*, 521 U.S. 203 (1997).
- (42) See Note, *Public Funds for Sectarian Schools*, *supra* note 11, at 795.
- (43) See *Borden v. Louisiana State Bd. of Educ.*, 123 So. 655 (La. 1928). See also *Snyder v. Town of Newtown*, 161 A.2d. 770 (Conn. 1960).
- (44) See, e.g., *Cochran v. Board of Ed.*, 123 So. 664 (La. 1929), *aff'd*, 281 U. S. 370 (1930) ; *Chance v. State Textbook Bd.*, 200 So. 706 (Miss. 1941).
- (45) See, e.g., *Mueller v. Allen*, 463 U.S. 388 (1983). 後述の「受益者本人の自主的選択」論もまた同じである。
- (46) サウスダコタ州憲法八条二〇節を参照。
- (47) See *Board of Educ. v. Allen*, 392 U.S. 236 (1968).
- (48) See E. C. Bolmeier, *Legal Issues in Pupil Transportation*, 20 LAW & CONTEMP. PROBS. 45, 45 (1955).
- (49) See Note, *Public Funds for Sectarian Schools*, *supra* note 11, at 796.
- (50) ニューヨーク州憲法一一条三節、ウイスコンシン州憲法一条二三節を参照。
- (51) See *Bowker v. Baker*, 167 P.2d 256 (Cal. 1946) ; *Everson v. Board of Educ.*, 44 A.2d 333 (N.J. 1945), *aff'd*, 330 U.S. 1

(1947). ニュージャージー州はこの判決の固定化のために、バス無償運行を憲法条項化した。ニュージャージー州八条四節三号を参照。

- (22) See Note, *Public Funds for Sectarian Schools*, *supra* note 11, at 796.
- (23) See *Everson v. Board of Educ.*, 330 U.S. 1 (1947).
- (24) See *Smith v. Donahue*, 195 N.Y.S. 715, 718 (N.Y. App. Div. 1922) (*quoting* *Judd v. Bd of Educ.*, 15 N.E.2d 576, 582 (N.Y. 1938)).
- (25) See *Dickman v. School Dist.*, 366 P.2d 533 (Or. 1961), *cert. denied*, 371 U.S. 823 (1962). See also *McDonald v. School Bd.*, 246 N.W.2d 93 (S.D. 1976); *Gaffney v. State Dept. of Educ.*, 220 N.W.2d 550 (Neb. 1974); *Paster v. Tussey*, 512 S.W.2d 97 (Mo. 1974), *cert. denied*, 419 U.S. 1111 (1975); *Bloom v. School Comm.*, 379 N.E.2d 578 (Mass. 1978); *California Teachers Ass'n. v. Riles*, 632 P.2d 953 (Cal. 1981).
- (26) See *Gurney v. Ferguson*, 122 P.2d 1002 (Okla. 1941), *cert. denied*, 317 U. S. 588 (1942).
- (27) *Judd v. Bd. of Educ.*, 15 N.E.2d 576 (N.Y. 1938).
- (28) *Id.* at 582.
- (29) See e.g., *Silver Lake Consol. Sch. Dist. v. Parker*, 29 N.W.2d 214 (Iowa 1947); *Visser v. Nooksack Valley School Dist.*, 207 P.2d 198 (Wash. 1949); *Zellers v. Huff*, 236 P.2d 949 (N.M. 1951); *McVey v. Hawkins*, 258 S.W.2d 927 (Mo. 1953); *Matthews v. Quinton*, 362 P.2d 932 (Alaska 1961); *State ex rel. Reynolds v. Nusbaum*, 115 N.W.2d 761 (Wis. 1962); *Bd. of Educ. v. Antone*, 384 P.2d 911 (Okla. 1963). See also ANSON P. STOKE & LEO PFEFFER, CHURCH AND STATE IN THE UNITED STATES 431 (Rev. ed. 1964)
- (30) See generally *Sheldon Jackson Coll. v. Alaska*, 599 P.2d 127 (Alaska 1979); *Spears v. Honda*, 449 P.2d 130 (Haw. 1969); *State ex rel. Chambers v. School District 10 of Deer Lodge County*, 472 P.2d 1013 (Mont. 1970). See also DeForrest, *supra* note 13, at 580-586.

- (61) 高畑英一郎「デュー・プロセス」前掲註(5)八九頁。
- (62) See TARR, *supra* note 10, at 161; ROBERT F. WILLIAMS, THE LAW OF AMERICAN STATE CONSTITUTIONS 113-114 (2009). 高畑英一郎「政教分離・信教の自由・連邦制」大西直樹・千葉眞編『歴史のなかの政教分離』(彩流社、二〇〇六年)一六六頁も参照。これを“neo-federalism”と呼称する研究者もいる。See DeForrest, *supra* note 13, at 605.
- (63) 実際に、州最高裁が州の宗教条項は連邦のそれよりも保障の程度は低くと述べたこともある。See e.g., Resnick v. E. Brunswick Bd. of Educ., 389 A.2d 944 (N.J. 1978) ; State v. Jackson, 503 S.E.2d 101 (N.C. 1998). See also Robert F. Williams, *State Constitutional Religion Clauses: Lessons from the New Judicial Federalism*, 7 U. ST. THOMAS J.L. & PUB. POL'Y. 192, 200-201 (2013).
- (64) See Tarr, *supra* note 9, at 79-80.
- (65) 州憲法の宗教教育援助禁止条項の下で、学校選択制 (school choice) あるいは学校バウチャー制を合憲とする判決も少なくない。See generally Kotterman v. Killian, 972 P.2d 606 (Ariz. 1999) ; Jackson v. Benson, 578 N.W.2d 602 (Wis. 1998).
- (66) Witters v. Washington Dept. of Serv. for Blind, 474 U.S. 481, 488-489 (1986). この判決については、松井茂記『アメリカ憲法入門〔七版〕』(有斐閣、二〇一二年)三二五頁註(2)、高畑英一郎「アメリカ連邦最高裁におけるエンドースメント・テストの限定的受容」日本大学大学院法学研究年報二五号(一九九五年)一七一一八頁を参照。
- (67) See Witters v. Commission for the Blind, 771 P.2d 1119 (Wash. 1989).
- (68) Zelman v. Simmons-Harris, 536 U.S. 639 (2002).
- (69) 学校バウチャー制度とは、「州が授業料(又はその一部分)相当額の金券(voucher)を親に与え、親が最良と考える教育機関を選択して、そこでその金券を使えるようにすることによって、子供の教育費を公費で補助することを目指す制度」をいう。金原恭子「ワシントン州の奨学金プログラムが特定の種類の神学の専攻者には奨学金を給付しないとしていることを合憲とする判例」ジュリスト二二八二号(二〇〇五年)二二〇頁。
- (70) Cain v. Horne, 202 P.3d 1178 (Ariz. 2009). See also Katz, *supra* note 17, at 114.

- (71) Taxpayers for Pub. Educ. v. Douglas Cty. Sch. Dist., 351 P.3d 461 (Colo. 2015). See also Matthew O'Connor, *State Constitutional Law—Education—Why Voucher Programs Do Not Erase the Connection Between Church and State*. *Meredith v. Pence*, 984 N.E.2d 1213 (Ind. 2013), 67 RUTGERS U.L. REV. 1271, 1283 (2015).
- (72) See Widmar v. Vincent, 454 U.S. 263, 277-278 (1981) ; Tarr, *supra* note 9, at 80.
- (73) Locke v. Davey, 540 U.S. 712 (2004). この判決については、安部・前掲註(62) 二七四頁以下、高畑英一郎「判批」日本法学七十一卷三号四二五頁を参照。
- (74) *Widmar*, 454 U.S. at 277-278.
- (75) See *Mitchell*, 530 U.S. at 828.
- (76) See *Davey*, 540 U.S. at 723 n.7.
- (77) See Katz, *supra* note 17, at 115.
- (78) See DeForrest, *supra* note 13, at 625.
- (79) See *id.* at 621.
- (80) See Katz, *supra* note 17, at 115.
- (81) See Eugene Volokh, *Equal Treatment Is Not Establishment*, 13 NOTRE DAME J.L. ETHICS & PUB. POL'Y 341, 365 (1999).
- (82) See Patrick Loughery, *Inhibiting Educational Choice: State Constitutional Restrictions on School Choice*, 30 NOTRE DAME J.L. ETHICS & PUB. POL'Y 449, 456 (2016).
- (83) See Cauten, *supra* note 7, at 2161-2162, 2163.
- (84) See *id.* at 2165.
- (85) See *id.* at 2176-2177.
- (86) See, e.g., STOKES & PFEFFER, *supra* note 59, at 303-304.
- (87) See, e.g., *Lemon v. Kurtzman*, 403 U.S. 602 (1971) ; *Levitt v. Committee for Pub. Educ.*, 413 U.S. 472 (1973) ;

- Committee for Pub. Educ. v. Nyquist, 413 U.S. 756 (1973) ; Sloan v. Lemon, 413 U.S. 825 (1973) ; Meek v. Pittenger, 421 U.S. 349 (1975) ; Wolman v. Walter, 433 U.S. 229 (1977) ; Grand Rapids Sch. Dist. v. Ball, 473 U.S. 373 (1985) ; Aguilar v. Felton, 473 U.S. 402 (1985).
- (88) See Thomas C. Berg, *Anti-Catholicism and Modern Church-State Relations*, 33 LOY. U. CH. L.J. 121, 152 (2001).
- (89) 高畑英一郎「政教分離の原則」川崎政司・小山剛編『判例から学ぶ憲法・行政法〔四版〕』（法学書院、二〇一四年）五三頁を参照。
- (90) 例えば、田近肇「大規模事前災害の政教問題」岡山大学法科大学院『臨床法務研究』一三三号（二〇一四年）一五頁、宗教者災害支援連絡会編『災害支援ハンドブック』（春秋社、二〇一六年）を参照。